個人献金の拡大に向けた 新たな献金スキームに 関する提言

衆議院議員 加藤 紘一 菅 直人

塩崎 恭久 前原 誠司

菅 義偉 高山 智司

参議院議員 世耕 弘成 鈴木 寛

平成 21 年 6 月 4 日

はじめに

「政治資金規正法」の大改正により、1999年より政治家個人の資金管理団体に対する企業・団体献金が禁止されたにもかかわらず、その後も企業・団体献金にまつわる問題が後を絶たないのが現状である。今後国会でも企業・団体献金の禁止について議論が行われていくことと思われるが、一方で政治活動には一定の経費がかかることも事実であり、あわせて個人献金の拡大に向けた検討もしっかりと行われていかなくては民主主義の根幹である自由な政治活動が担保されない。政治家や政党の政治姿勢や政策に共鳴する個人からの浄財に支えられる政治活動実現こそわれわれの目指す姿である。

残念ながら現在我が国では個人献金が活発に行われているとは言い難い。その原因としてわが国にまだ「寄附文化」がしっかりと根付いていないという問題、政治献金に関する税制上の優遇措置の不足や手続きの煩雑さなど、様々な問題点が指摘されている。なかでもインターネットを通じた簡便な献金システムが実現しておらず、個人献金を実行する手段が、事実上、手渡しや銀行振込に限られており、有権者にとって利便性・安全性の高い献金手段の拡充が遅れていることが、個人献金の拡大を強く妨げていると考えられる。

現在有権者にとって、インターネットは政治家や政党の政治姿勢や政策を知る上で重要な手段である。またネットバンクやネットショッピング等を通じて、インターネット上でお金のやりとりを行うことも一般化しつつある。このような状況の中で、インターネットを通した献金が可能となり、政治家や政党のホームページから直接簡便な手続きで献金できるようになれば、個人献金の促進に大きく資することになる。

我々は、有権者にとって利便性が高いインターネットを通した個人献金の手段について調査・研究を重ねてきた。その結果別添の 5 通りの手法があるとの結論に至った。またそれらの手法が政治資金規正法等の法規にも抵触しない形で実施可能との確証も得ているところである。

今回この 5 通りの手法について提案させていただき、インターネットを通した送金等についてノウハウや実績を持つ企業や団体が専門的知見に基づき本提言を活かした個人献金の仕組みを実際に立ち上げていただくよう呼びかけるものである。

1.個人献金スキームの類型

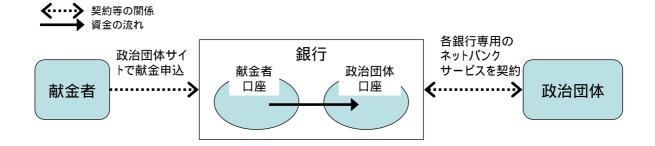
以下の5種類のスキームについては、政治資金規正法をはじめとした関連 法令に抵触しない形で実施可能であることが確認された。

- (1) 単独型 銀行送金利用
- (2)単独型-クレジット支払利用
- (3) 単独型 資金移動業者利用
- (4)プラットフォーム型 クレジットカード&収納代行業者タイプ
- (5)プラットフォーム型 クレジットカード&資金移動業者タイプ

(1) 単独型-銀行送金利用

【什組み等】

- 政治団体が、特定の銀行のネットバンクサービスの利用を契約。ここでのネットバンクサービスとは、通信販売業者等が銀行と契約し、自社サイトでの決済手段として提供しているもの。購入者が振込先の口座番号等を入力することなしに決済できる。
- 同サービスにより、献金者は、政治団体の口座番号等を入力することな く、振込が可能。

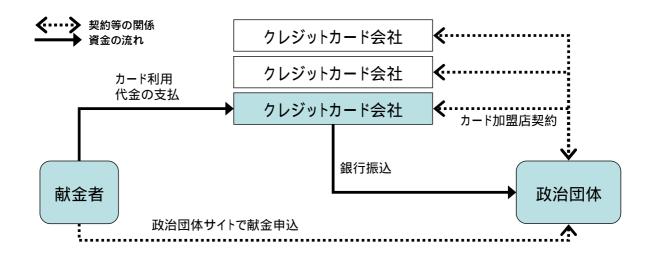


● 献金者が、政治団体が契約した同一の銀行に口座を持っている必要がある。異なる銀行間の振込の場合には、通常のネットバンキングによる振 込となるため、献金者は政治団体の口座番号等の入力が必要となる。

(2)単独型-クレジット支払利用

【仕組み等】

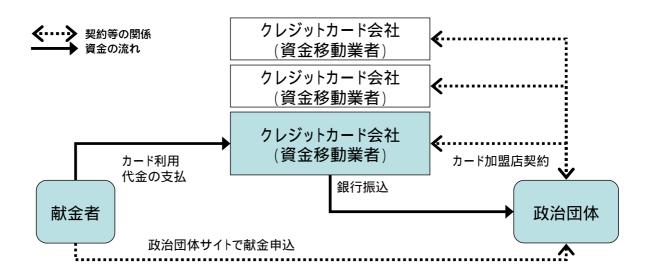
- クレジットカード会社が、政治団体と加盟店契約を締結。
- 献金者は、政治団体サイト上で献金を申し込み、クレジットカードで決済。



(3) 単独型 - 資金移動業者利用

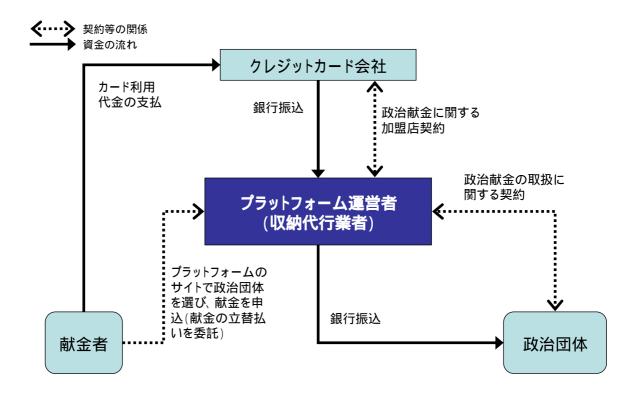
【仕組み等】

● 「資金決済に関する法律」施行後、クレジットカード会社が「資金移動業者」との位置づけとなって行う場合。



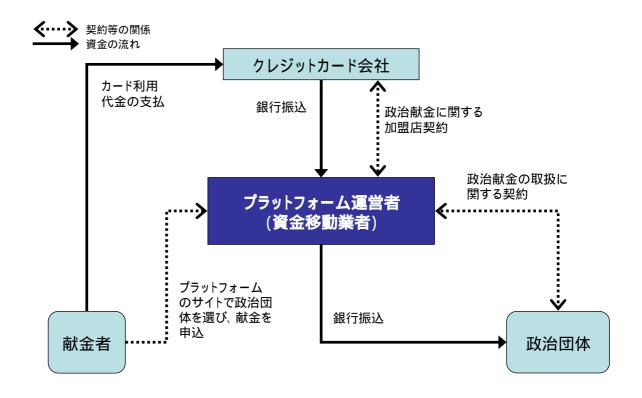
(4)プラットフォーム型 - クレジットカード&収納代行業者タイプ 【仕組み等】

- 献金者がプラットフォームのサイトで献金を申し込み、プラットフォームに献金の立替払いを委託。
- プラットフォームがクレジットカード会社と政治献金の決済に関する 加盟店契約を締結。
- プラットフォームは、各政治団体と契約を結ぶ。政治団体は、プラットフォームに寄附の受領権限を授権。
- プラットフォームは、通常のカード決済によって献金をクレジットカード会社から受け取り、政治団体に振り込む。



(5)プラットフォーム型 - クレジットカード&資金移動業者タイプ 【仕組み等】

- 「資金決済に関する法律」施行後、プラットフォームが「資金移動業者」 との位置づけとなる場合。
- (4)と同様の仕組みを用いて資金移動を行う。



2. 政治資金規正法上の論点の検討

(1)献金者以外が「寄附者」ないし「あっせん者」に該当しないか

- 政治資金規正法は、他人名義・匿名による寄附を禁じている。このため、本提言の各スキームにおける献金者以外の主体が「寄附者」に該当しないことが必要である。この点、政治団体への金銭の支払いは、献金者との準委任契約に基づき、献金者に代わって支払われたに過ぎず、クレジットカード会社及びプラットフォーム運営者は「寄附者」に該当しない。
- 政治資金規正法第 10 条第 2 項の「寄附のあっせん」は個人または団体が第三者によびかけて寄附を集めてこれを特定の政治団体に提供する場合等を念頭においている。本提案でのプラットフォーム運営者等が、「場の提供」、「寄附の受領代行」を行うにとどまる場合、寄附の「あっせん者」には該当しないため、政治団体の収支報告上、特段の対応をする必要は生じない。

(2)実際の振込額と、政治資金規正法上の寄附額が異なる場合の取り扱い

● プラットフォーム、もしくはクレジットカード会社から政治団体への実際の振込額は、献金額から何らかの手数料を差し引いた金額となる可能性がある。この場合、政治資金規正法上は、振込額にかかわらず、献金額を政治団体の収入と、差し引かれた手数料を支出として扱うことが可能である。

(3) 寄附についてのルールの遵守

- 政治資金規正法上、政治団体は受けた寄附について寄附者の氏名、住所、 職業、寄附の金額、年月日を会計帳簿に記載する義務がある。このため、 献金者に係るこれらの情報を一連のシステムを通じて政治団体に伝達 する必要がある。
- 政治資金規正法では、政治活動に関する寄附について、様々な質的・量的制限を課しているため、サイト上で、献金者が献金を申し込む前に、それらの質的・量的制限のルールに関する注意喚起を行う仕組みとすることが法を守る上でも望ましい。また、個人献金を促進する上で、寄付金控除制度等の税制上の優遇措置について、献金者に対し適切に情報提供する仕組みとすることが望ましい。

以上